

9 基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（水質汚濁関係）

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/1以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。）
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/1以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/1以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/1以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/1以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/1以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/1以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/1以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/1以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/1以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/1以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/1以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/1以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われ、各水域ごとに達成期間を示して、その達成、維持を図るものとされている。各公共用水域が該当する水域類型の指定は、「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」（平成5年11月19日政令371）に基づき、環境大臣もしくは都道府県知事が行う。

① 河川の基準値（湖沼を除く）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1以下	25mg/1以下	5mg/1以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1以下	50mg/1以下	5mg/1以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1以下	100mg/1以下	2mg/1以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/1以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/1 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 “ 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 “ 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 “ 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 “ 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

② 湖沼の基準値（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1以下	1mg/1以下	7.5mg/1以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2,3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1以下	5mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1以下	15mg/1以下	5mg/1以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/1以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/1以上	—

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2,3級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/1以下	0.005mg/1以下
II	水道1,2,3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/1以下	0.01mg/1以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/1以下	0.03mg/1以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/1以下	0.1mg/1以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域の類型指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれのある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

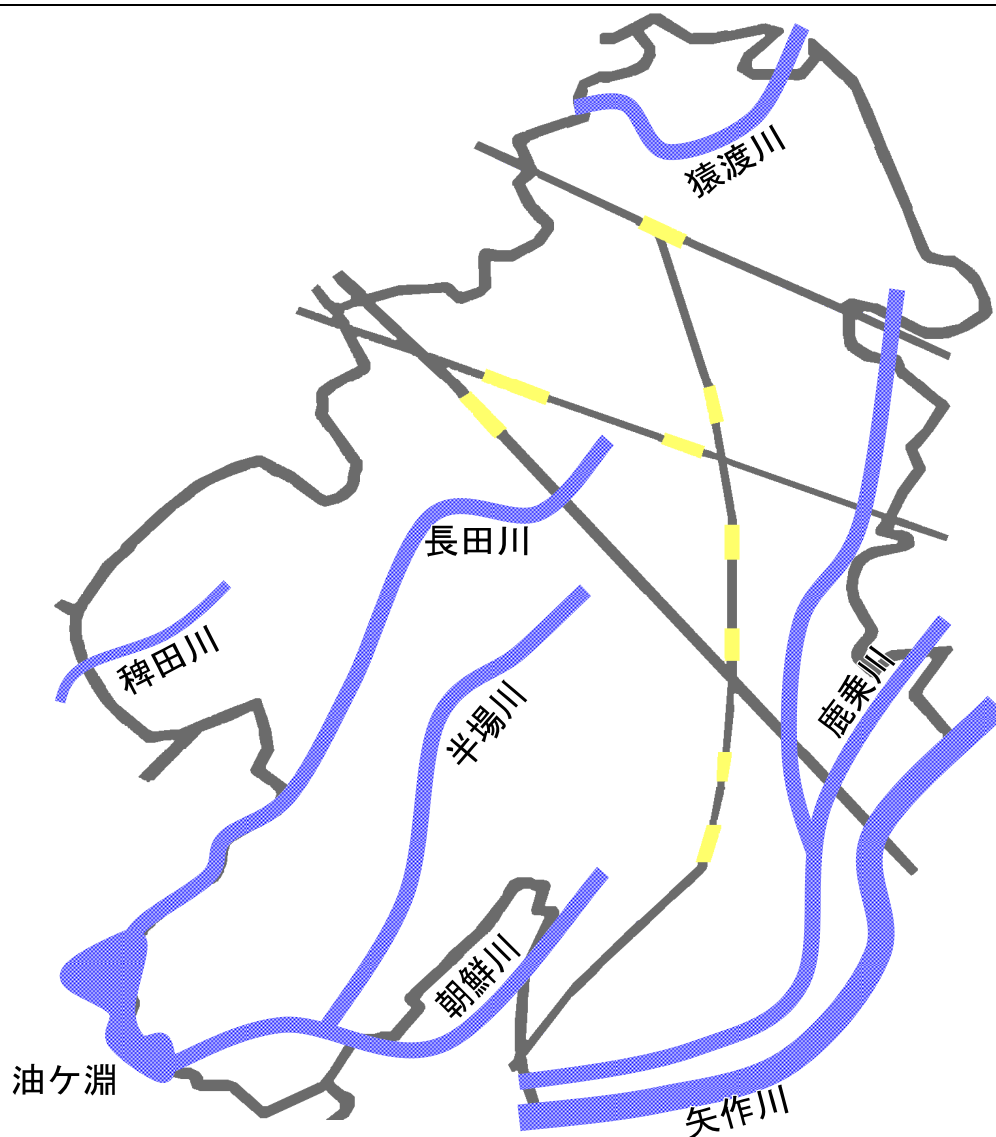
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
" 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

(3) 環境基準に係る水域類型の指定

水 域 名	該当類型	達成期間	水域区分	備 考
矢 作 川 上 流 (1) (矢作ダムより上流の矢作川)	A A	イ	矢作川水域	昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県告示
矢 作 川 上 流 (2) (矢作ダムから 明治用水頭首口まで)	A	イ		昭和 45 年 9 月 1 日 閣議決定
矢 作 川 下 流 (明治用水頭首口より下流)	B	イ		
鹿 乗 川 (全 域)	C	ロ		昭和 50 年 3 月 31 日 愛知県告示
猿 渡 川 (全 域)	D	ハ	衣浦湾・ 境川等水域	昭和 45 年 9 月 1 日閣議決定 平成 10 年 3 月 31 日 愛知県告示
朝 鮮 川 (全 域)	C	イ		
半 場 川 (全 域)	C	ロ		昭和 45 年 9 月 1 日 閣議決定
長 田 川 (全 域)	C	ロ		
稗 田 川 (全 域)	C	ロ		
油 ケ 淵 (全 域)	湖沼 B	イ		

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
- 3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成



(4) 騒音に係る環境基準

① 道路に面する地域以外の地域

地域の類型		基準値	
		昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日の6時）
A類型	1種低住、2種低住 1種中住、2種中住	55 d B以下	45 d B以下
B類型	1種住居、2種住居 準住居、調整区域		
C類型	近隣商業、商業 準工業、工業	60	50

(注) 環境基準とは、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準をいう。

② 道路に面する地域

地域の区分		基準値	
		昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日の6時）
A類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 d B以下	55 d B以下
B類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		65 d B以下	60 d B以下
C類型の地域のうち車線を有する道路に面する地域			

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日の6時）
70 d B以下	65 d B以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 d B以下、夜間にあっては40 d B以下）によることができる。	

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）
 - ②上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により、特定された範囲をいう。
- ①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m
 - ②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

(5) 特定工場等に係る規制基準

時間の区分			騒音 (d B)			振動 (d B)	
地域の区分			昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
騒音規制法	振動規制法	条 例	8 時～19 時	6 時～8 時 19 時～22 時	22 時～ 翌日の 6 時	7 時～20 時	20 時～ 翌日の 7 時
第 1 種区域	第 1 種区域	1 種低住、1 種中住、 2 種低住、2 種中住	4 5	4 0	4 0	6 0	5 5
第 2 種区域		1 種住居、2 種住居、 準住居	5 0	4 5	4 0	6 5	5 5
第 3 種区域	第 2 種区域	調整区域	6 0	5 5	5 0	6 5	6 0
第 4 種区域		近隣商業、商業、準工 業	6 5	6 0	5 0		
		工業	7 0	6 5	6 0	7 0	6 5
		工専	7 5	7 5	7 0	7 5	7 0
		都市計画区域以外の地域	6 0	5 5	5 0	6 5	6 0

(6) 自動車騒音に係る要請限度

区 域 の 区 分			基 準 値	
			昼間（６時～２２時）	夜間（２２時～翌日の６時）
a	１種低住、２種低住、 １種中住、２種中住	１車線	６５ ^{d B} 以下	５５ ^{d B} 以下
		２車線以上	７０	６５
b	１種住居、２種住居、 準住居、調整区域	１車線	６５	５５
		２車線以上	７５	７０
c	近隣商業、商業 準工、工業	１車線	７５	７０
		２車線以上	７５	７０
幹線交通を担う道路に近接する区域			７５	７０

(注) 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるとき市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による処置をとるよう要請することができる基準をいう。

(7) 道路交通振動に係る要請限度

区域区分		昼間 (7～20 時)	夜間 (20～翌日の 7 時)
第 1 種	1 種低住、2 種低住、1 種中住、2 種中住、1 種住居、2 種住居、準住居、	6 5 d B 以下	6 0 d B 以下
第 2 種	調整区域、近隣商業、商業、準工、工業	7 0	6 5

(8) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	
	環 境 基 準	評価方法 長期的評価
二酸化硫黄 (SO_2)	1 時 間 値 の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下に維持されること。 ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO_2)	1 時 間 値 の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98 % に相当する値が、0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時 間 値 の 1 日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値が 0.10 mg/m ³ に維持されること。 ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 日平均値である測定値につき、測定値の高いほうから 2 % の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下に維持されること。 ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下に維持されること。 ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価した。
ベンゼン (C_6H_6)	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン (C_2HCl_3)	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン (C_2HCl_4)	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	

物 質	環境上の条件		
	環 境 基 準	評価方法	
		長期的評価	短期的評価
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

（９）悪臭防止法に係る規制基準及び規制地域区分

①臭気指数に係る規制基準

（ア）敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第１種地域	第２種地域	第３種地域
臭気指数	１２	１５	１８

（イ）煙突等の気体排出口における規制基準

規制基準は、気体排出口からの悪臭の最大着地濃度地点での値が①（ア）の敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則（昭和４７年総理府令第３９号）第６条の２に定める方法により算出した値

（ウ）排水口からの排水に係る規制基準

規制地域の区分	第１種地域	第２種地域	第３種地域
臭気指数	２８	３１	３４

（注）臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈した時の希釈倍数（臭気濃度）から次式により算定される。

$$(\text{臭気指数}) = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

（参考）臭気指数１０：ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数１２～１５：気をつければ分かる臭気（希釈倍数１６～３２倍）

臭気指数１８～２１：らくに感知できる臭気（希釈倍数６３～１２６倍）

②規制地域

第１種地域：１種低住、１種・２種中高住、１種住居、準住居、商業、近隣商業、準工業地域

第２種地域：工業地域

第３種地域：工業専用地域及び市街化調整区域

(10) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 l につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 l につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 l につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 l につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 l につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。
備考	
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。	